情報提供等記録の保護のための措置について

1 検討・確認事項

地方公共団体は、情報照会者あるいは情報提供者として他の地方公共団体、行政機関等との間で、情報提供ネットワークシステムを介した情報の授受を、番号法第19条7号に規定する別表第2に記載された事務に関して行うこととなる。

この際に、「どの機関からどの機関へ何の事務のためにどのような情報が授受されたか」について、情報提供ネットワークシステムに<u>情報提供等記録</u>として自動的に保存されることとなる。

【情報提供等記録】

情報提供ネットワークシステムを使用して、どのような特定個人情報がどの機関間でやりとりされたかに係る記録(アクセスログ)。同システムを介した特定個人情報の授受について逐一記録を取得し、本人は不正な情報授受が行われていないか、開示請求やマイ・ポータルを通して確認することができる。

【参考①:番号法第23条(抜すい)】

(情報提供等の記録)

第二十三条 情報照会者及び情報提供者は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、次に掲げる事項を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を政令で定める期間保存しなければならない。

- 一 情報照会者及び情報提供者の名称
- 二 提供の求めの日時及び提供があったときはその日時
- 三 特定個人情報の項目
- 四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

そこで、特定個人情報に位置づけられる情報提供等記録についてもその保護のため、番号法第31条に基づき、同法第30条に規定される以下の項目について条例改正に係る検討を行う必要がある。(※「情報提供等記録」を除く特定個人情報の保護については別途規定<第29条>)

- (1)目的外利用の制限、(2)提供の制限、(3)開示・訂正請求、(4)利用停止請求を認めないこと、(5)開示手数料の減免、(6)他の法令による開示の実施との調整、
- (7) 開示・訂正時の移送を行わないこと、(8) 訂正の通知先
- ※(2)(5)(6)については、情報提供等記録を除く特定個人情報の取扱いと同様

【参考②:番号法第31条要旨(地方公共団体等が保有する特定個人情報の保護)】

地方公共団体は、番号法、行政機関個人情報保護法等の規定により国の行政機関が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、当該地方公共団体及びその設立に係る地方

独立行政法人が保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止(<u>情報提供等記録に記録された特定個人情報にあっては、その開示及び訂正</u>)を実施するために必要な措置を講ずるものとする。

(1) 目的外利用の禁止(※情報提供等記録以外の特定個人情報を除く)

番号法では、特定個人情報の目的外利用が許容される例外事由を一般法よりもさらに厳格に限定している。このうち、情報提供等記録を除く特定個人情報については、一定の場合には目的外利用が認められているが、情報提供等記録については目的外の利用がそもそも想定されないことから、目的外利用が一切禁止されている。

(2) 提供の制限

番号法では、情報提供等記録についても、その他の特定個人情報と同様、提供が認められる場合を、番号法第19条に列挙された場合のみに限定している。

- ア 個人番号利用事務(※1)の処理に必要な限度(第19条1号)
- イ 個人番号関係事務(※2)の処理に必要な限度(同2号)
- ウ 本人による個人番号利用事務等実施者への提供(同3号)
- エ 地方公共団体情報システム機構が保存する本人確認情報の提供(同4号)
- オ 委託、合併等に伴う事業承継 (同5号)
- カ 住民基本台帳法の一定の規定に基づく場合(同6号)
- キ 情報提供ネットワークシステムの使用 (同7号)
- ク 地方税法に基づく国税連携・地方税連携(同8号)
- ケ 条例に基づく同一地方公共団体内の機関間の提供(同9号)
- コ 社債・株式等の振替制度における提供(同10号)
- サ 特定個人情報保護委員会への提供(同11号)
- シ 国会法等に基づき、一定の公益上の必要があるとき(同12号)
- ス 生命・身体・財産の保護(同13号)
- セ 特定個人情報保護委員会規則に基づく場合(同14号)

※1:個人番号<u>利用</u>事務

社会保障・税・防災事務のうち番号法に基づき個人番号を利用することが認められ た事務

※2:個人番号関係事務

行政機関や民間事業者が職員・従業員から提示された個人番号を法定調書に記載して税務署へ提出する場合等、個人番号利用事務に関して、法令に基づき行われる他 人の個人番号を利用する事務

【参考③:番号法により必要となりうる条例改正項目抜すい(特定個人情報に関して)】

	情報提供等記録 <u>以外</u> の特定個人情報	情報提供等記録
①目的外利用	以下の2つの場合にのみ可能	禁止
の制限	・人の生命、身体又は財産の保護のために必要があ	
	る場合であって、本人の同意があるか又は本人の	
	同意を得ることが困難であるとき	
	・激甚災害時等に、金融機関等があらかじめ締結し	
	た契約に基づく金銭の支払を行うために必要な	
	限度で利用するとき	
②提供の制限	提供できる場合は番号法第 19 条(特定個人情報の提供の制限)に規定さ	
	れた場合と同じ <番号法が直接適用>	

【参考④:条例第9条】

(利用及び提供の制限)

- 第9条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。 ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (1)法令等に規定があるとき。
 - (2)本人の同意があるとき。
 - (3)個人の生命,身体又は財産の保護のため,緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (4)前3号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。
- 2 実施機関は、前項ただし書の規定により、個人情報を利用し、又は提供するときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。